

令和7年度 第2回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針

第2回朝霞市緑化推進会議（令和7年9月2日開催）の審議における意見、及びその対応方針を一覧として整理した。

- (1) みどりの指針について（資料1）
- (2) 施策の方針について（資料2）
- (3) 地域別カルテと地域別計画における方向性について（資料3）

	意 見	対応方針等
1	資料1 みどりの指針 (案)について	→本市におけるみどりのはたらきや、みどりのまちづくりの考え方について分かりやすく作成したい。
2	基地跡地の担保について、もう少し強調するような表現を検討していただきたい。	→朝霞市基地跡地利用計画（平成27年策定）に基づき、方針を記述する。
3	5)まちの美観・郷土の風景を形成するみどりに関する取り組み「朝霞らしい景観の保全」の河川景観の保全において「護岸の緑化」という言葉が使用されているが、あまり使用しない。「河川空間において自然環境や生物環境の創出をして、憩いの場として整える」というくらいの表現がよいのではないかな。	→修正する。
4	5)まちの美観・郷土の風景を形成するみどりに関する取り組み「朝霞らしい景観の保全」の桜並木の保全のところに、「桜並木を、適切な手入れや計画的な植え替えによって健全に維持し、後世に継承します」とあるが、主体は県と市のどちらか確認したい。	→実施するにあたり県と市で協議した後に決まると考えている。
5	5)まちの美観・郷土の風景を形成するみどりに関する取り組み「朝霞らしい景観の保全」の桜並木の保全に関して、黒目川の桜の植え替えを早く実施してほしい。	→朝霞県土整備事務所と市と協力しながら桜並木を後世へ伝えるための検討をしていく。 →まだ具体的な計画が定まっていないため、実施する際には民間資金の導入も含めて検討する。
6	7)健康づくりの場となるみどりに関する取り組み「まちの中の「健康資産」の充実」の歩道の連続化に関して、新河岸川におけるアンダーパスの新たな整備を県にお願いしていただきたい。	→引き続き、朝霞県土整備事務所の方と検討を続ける。
7	2. みどりを支える仕組みの指針の取り組み「参画の輪を育む」の「担い手間のネットワーク構築と協働促進」の中に、	→多様なものを記載したいと思う。

		「市民や団体とみどりの場所や企業などを結びつける」という記載がある。Park-PFI についても記載してはどうか。	
8	資料 2 施 策 の 方 針 (案) について	1 頁目の施策の方針(案)において、カタカナ用語が難しくわかりにくい。ウォーカブルな空間、インクルーシブ、シティプロモーション、グリーンインフラ等、注釈があった方がよい。	→注釈や用語集で説明することを検討している。
9		1 頁目 1-1 樹林地と農地の保全とあるが、保全できずにやむを得ずなくなるものがある。一方で、場所によっては再生できる場所もあるかもしれない。その意味で、保全と再生という言葉にした方がよいのではないか。	→「保全」には、手を加えながらその状態を保つ意味が含まれているため、方針文章などに「再生」の意図が含まれるよう加筆する。
10		2 頁 ①特別緑地保全地区の指定の内容の 2 つ目「樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度です」とあるが、参考資料 1 の「令和 7 年度第 1 回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」の 9 頁に、事務局の方から特別緑地保全地区の指定に関する発言があり、それに対し、「所有者の売却が滞るような状況を生んでしまうことを市はできるのか。」というお話があった。これは同じ内容なのか。	→特別緑地保全地区については、法の網をかけて、永続的に緑地として保全していくというものである。指定にあたっては、所有者と十分に協議し同意を得て進めるものである。
11		2 頁目 ②保護地区・保護樹木制度の運用の内容の 3 つ目、「かけがえのない緑を将来に残すため保護地区・保護樹木に指定していただける方を募集している」というのは人を募集しているのか、地区や樹木を募集しているのか。	→保護地区、保護樹木に指定できる緑地や樹木を募集する意図である。表現について検討する。
12		2 頁目 ②保護地区・保護樹木制度の運用についてだが、補助の仕方を見直した方がよいと感じる。	→現状や所有者等の意見をふまえながら今後検討する
13		資料の中の関係者の欄について、行政や地権者などと記載されているが、新たな条例や規則に伴うものがある場合、議会ということも入ってくるのか。議会を伴うような施策があるのか。	→条例改正する際には議会の承認を得る必要があるため関係していると言える。ただ、手続き上のごく一部であることから関係者の欄に明記しないこととした。
14		資料の中の関係者の欄について、地権者と記載された施策が 13 個あるが、作成にあたり、地権者へのヒアリングは実施したのか。	→今後実施する際には地権者と協議調整すると考えられることから記載している。
15		7 頁 ④みどりのリサイクルの推進について、対象は公に設置した緑地帯の剪定材のみであるか。一般の民地にある緑地の剪定材についても対象となるか。	→新たに推進する施策となるので、最初は公共施設の剪定材から始め、その後、民有地についても実施することを検討したい。
16		7 頁 ④みどりのリサイクルの推進について、保護地区の剪定材は、市が無料で	

		回収する等の案があると良いと考える。	
17		11 頁 ②雨水浸透貯留の推進について、大規模開発について記載していると思うが、個々の家でも雨水枡を設置するのはどうか。個々の家に対しては、補助金を付けるなどを行うのはどうか。	→個別施策の中から、いくつか重点施策を定める予定である。その中で、雨水浸透貯留の推進を重点施策として前向きに検討したいと考えている。
18		12 頁 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全の実績の一番下に、「河川管理者である県に対し河川の適正な維持管理等に関する要望書を毎年提出」とあるが、要望書は、何を指しているのか知りたい。	→毎年、埼玉県県の県土整備事務所へ翌年度の予算を取る前に、市として、国道や県道、河川について、PTA や交通安全対策などの要望書を提出している。その中に河川の浚渫等が含まれていた。遊歩道の草刈りも入っていたと記憶している。
19		実施状況で継続と新規とあるが、継続というのは、今やっているそのままというように感じるので、継続、増強、新規とプライオリティを付けた方がよいのではないか。	→市としていわゆる増強したいと考えるものを重点施策に位置づけることを検討している。
20	資料 3 地域カルテと 地域別計画に おける方向性 (案)について	2 頁の内間木地域の「健康づくりの場となるみどり」に、「域内の幹線道路には歩道が整備されており」と記載されているが、この幹線道路は何を指しているのか。都市計画サロンでは、内間木地区において、域内の道路には歩道がなく、トラックの往来が多く困っているという話があり、この記載と乖離があると感じた。	→域内の幹線道路というのは、県道のことである。確認して表現を検討したい。
21		7 頁 「内間木地区の主要な取り組み」において、①b には、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、内間木公園などの地域の拠点的なみどりとのネットワークの形成を踏まえ、植樹帯や公園等のみどりの空間の充実を促進します」とあり、③b. には、「バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討します」と記載されている。条例の改正なのか、景観条例や開発制度なのか。何らかの見直しを想定されているのか。①b の記載との齟齬がないと良いと思った。	→①b の方は 道路ネットワークで整備される歩道のネットワークの充実で、③b はどちらかというと面的なものである。舗装面ができた時には、雨水貯留性のあるものを採用する等、面的な確保をしてグリーンインフラの機能を維持する、ということを記載している。地域別計画を作成する際には、わかりやすい表現となるように気を付けたいと思う。
22		7 頁「内間木地区の主要な取り組み」③a において、「水田や畑地が持つ、雨水を一時的に貯める機能に着目し」と記載されている。内間木地区の畑地は、昔は道路より地盤が低い状況であったが、水の氾濫が度々発生したことにより、畑地の地盤を上げ、今は道路より高い。昔は、農作物があっても畑に雨水を溜め込んでいたが、今もそのように推進すること	→内間木地区の土地条件は荒川の氾濫源であり広域的な計画では遊水機能を期待する。頂いたご意見の通り農地がかさ上げされているということは重要な事実であり、文面に反映させていただく。

		は難しいと思う。	
23		都市計画審議会の地域サロンの中で、内間木地区のみどりや地域のシンボルはないかという話になった。主要な取り組みの②bに「荒川や新河岸川、朝霞調整池の豊かな自然を守りながらいかし地域内外の人が楽しめる魅力的な水辺空間づくりを検討します。」と記載されている。朝霞水門をシンボルとして進めることを検討していただけると良いと思う。	→朝霞調整池、それに連なる朝霞水門の水辺の景観、一体感はとても重要な資産なので、検討したい。
24		内間木地区では、農業の継続が難しいので農業が続けられるような施策や、農地が使われない農地を農地バンクとしてご紹介して取り組むなどはどうか。	→担い手に関する補助事業をいくつか実施しているので継続して実施していく。新たな補助金の制度を実施するのは難しいが、当事者の意見を確認しながら検討していきたい。農地パトロールは実施している。農地バンクも検討していく。
25		みどりの指針について、施策の方針について、地域別カルテと地域別計画における方向性と3つあるが、体系的にどういう関係なのか教えてほしい。	→指針は長期の視点に立った目指すべき方向性であり、施策は具体的な取り組みをまとめている。地域別の資料については、今後地域別計画を作成予定である。

第2回 朝霞市緑化推進会議 議事録 要点記録

日 時：令和7年9月2日（木） 14時00分～16時00分

場 所：市民会館 3階 梅会議室

出席者：古賀会長、堂本副会長、増田委員、鈴木委員、高橋委員、森委員、柴野委員、山本委員、田島委員、大貫委員、大橋委員、渡辺(淳史)委員、藤井委員、青木様（本多委員代理）

欠席：高堀委員、本多委員、渡辺(貴)委員

1 開 会

事務局 （開会の言葉、連絡事項）

- ・ただいまより、令和7年度第2回朝霞市緑化推進会議を開催する。
- ・本日の出席委員は、16名中11名であり、朝霞市緑化推進施行規則第12条に定める開催定足数に満たしている。
- ・高堀様、本多様、渡辺様は欠席の連絡をいただいている。山本様、藤井様から遅れて参加の連絡をいただいている。

2 挨拶

古賀会長 （挨拶）まだ暑い日々が続いている。大阪万博でも、緑があるところは涼しく感じ、クールスポットとなるということを実感した。それと同じようにシンボルロードや黒目川沿いは涼しいと感じる。季節を感じることができる朝霞市は、みどりや水ということを考えていかないといけないと思う。これまでの分析結果をもとに、活発な議論をお願いしたい。前回農業に関する発言が多かったことから、本日は産業振興課の大滝課長にもご参加いただいている。

古賀会長 ・この会議は原則公開の立場を取っているため、傍聴希望者がいる場合は、傍聴可能としている。事務局の方、傍聴者の確認をお願いします。

事務局 ・本日の傍聴希望者はいない。

古賀会長 ・途中で傍聴希望者が現れた場合は、委員の了承なく傍聴していただく。

古賀会長 ・資料の確認を事務局よりお願いする。

事務局 （事務局より、資料の確認）

- ・事前配布の資料は7点ある。
 - ・本日の次第
 - ・資料1 みどりの指針(案)について
 - ・資料2 施策の方針(案)について
 - ・資料3 地域別カルテと地域別計画における方向性
 - ・参考資料1 令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針
 - ・参考資料2 基地跡地見学会における意見概要
 - ・参考資料3 朝霞しみどりの基本計画策定支援業務 工程表
- ・資料の訂正がある。参考資料2 第2回朝霞市緑の基本計画庁内検討委員会とあるが、正しくは第2回朝霞市緑化推進会議である。

3 議 題

古賀会長 ・次第に従い、会議を進める。

- ・本日の議題は、(1)みどりの指針(案)について、(2) 施策の方針（案）について

(3) 地域別カルテと地域別計画における方向性である。いずれの議題も重要な議題なので、皆様と活発な意見交換を行いたい。特に(1)と(2)については、計画に載せる案も具体的に示しているので、それらを踏まえながら、ご意見をいただきたい。

(1) みどりの将来像について、事務局より説明をお願いする。

事務局

- ・資料1 みどりの指針(案)について説明する。
- ・本計画では、みどりの将来像「朝霞らしいみどりをみんなで育み暮らしに生かすまち」の実現に向けた施策を位置づけている。この施策において、グリーンインフラの理解や取り組みが浸透し、みどりの多面的なはたらきが上手に生かされたまちづくりが展開されるように、みどりの指針を位置づけている。
- ・指針の構成は、3つの基本方針に対応しており、1つ目が「みどりのチカラを上手に生かす指針」括弧でグリーンインフラ指針としている。
- ・2つ目は、「みどりを支える仕組みの指針」カッコでグリーンマネジメント指針としている。
- ・3つ目は、「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」カッコでグリーンプロモーション指針としている。
- ・1つ目の「みどりのチカラを上手に生かす指針」は、みどりの多面的なはたらきの10の視点ごとに指針を示している。
- ・2ページ以降の10の視点に基づく指針については、「基本的な考え方」、「取り組み」、「期待される効果」の構成で各ページにまとめている。
- ・「健全な水循環を支えるみどり」の指針は、まち全体が雨をやさしく受け止める大きなスポンジとなることを目指すもので、雨水をゆっくり地面に浸透させ、地下水を涵養しながら水害を防ぐ健全な水循環を育てるとしている。取り組みとしては、「みどりを守る」「雨水を地下に浸透させる」「雨水を一時的に貯めてゆっくり流す」「まちづくりの中で連携させる」の4つとしている。
- 「みどりを守る」では、すでに優れた水循環効能を果たしている既存のみどりを保全し、その機能のさらなる強化を目指すとしている。
- 「雨水を地下に浸透させる」では、市街地面において浸透枳等の設置により、浸透能力の回復を目指すとしている。
- 「雨水を一時的に貯めてゆっくり流す」では、雨水貯留施設や屋上・壁面緑化等の設置により、洪水のピークの平準化を目指すとしている。
- 「まちづくりの中で連動させる」では、まちづくりにおける雨水貯留浸透能力の向上に係る一体的な取り組みを目指すとしている。期待される効果としては、溢水被害の防止、河川や水路の平常時流量の確保、水質の向上、水辺の生態系の保全などを挙げている。
- ・3ページの「都市の気温上昇を緩和するみどり」の指針は、まちのヒートアイランド対策を推進するため、みどりと水が持つ自然の冷却機能を効果的に取り入れたまちづくりを目指すものである。基本的な考え方は、樹木がつくる木陰や葉からの蒸散作用がもたらす涼しさと、水辺が持つ高い比熱による急激な温度上昇を抑える働きを引き出すため、みどりを守り・育てるとしている。取り組みとしては、「みどりを守る」取り組みとして、都市の気温上昇を抑制するクールアイランドとして既存のみどりを保全し、その機能の強化を目指す内容のほか、「緑化の推進」、「効果的な遮熱植栽」などの取り組みを位置づけている。期待される効果としては、都市の中の森や植栽によって、都市の気温上昇が抑制されるなどを記述している。
- ・4ページの「地球温暖化防止に貢献するみどり」の指針は、二酸化炭素の吸収源となるみどりを守り・育てることを通じて地球温暖化防止に貢献することを目指すものである。みどりを守り・育てることを通じて、炭素固定能力を維持・向上

させるための管理の推進や落葉・剪定枝等の循環利用の普及を目指すとしている。取り組みとしては、炭素固定に係る直接的な取り組みと間接的な取り組みに分け記載している。まず、炭素固定に係る直接的な取り組みとしては、「みどりを守る」取り組みとして二酸化炭素の吸収源となる既存のみどりを保全する内容のほか、「みどりを育てる」取り組みとして、緑化推進による吸収源となるみどりを増やす内容を記述している。間接的な取り組みとしては、「炭素固定を促進させる」取り組みとして、剪定枝等の有効利用、バイオ炭の土壌への有効利用、木材利用の促進を位置づけているほか、そのほかの取り組みとしてカーボンニュートラルを目指した様々な取り組みを記載している。期待される効果としては、まちなかに大小さまざまな形で育まれるみどりは二酸化炭素を吸収する「肺」として機能し、地球の未来を守る重要な基盤となることなどを記述している。

- ・ 5 ページの「生き物の生息空間となるみどり」の指針は、朝霞市の自然を未来につなぎ、人と生き物たちが共に息づく持続可能な街の実現を目指すもので、エコロジカルネットワークの考え方にに基づき、みどりをつなぎ、質を高めることで、地域全体の生態系を豊かにし、住みよいまちを育んでいくとしている。取り組みとして、二つの視点を設けており、一つは「エコロジカルネットワークの形成」としている。内容として、「良好な生物生息地（核）の保全」、「移動経路（回廊）の保全と充実」、「飛び石効果の充実」を掲げている。もう一つは、「生息地の質の向上」として、「多層構造のみどりの構築」、「異なる植生の境界をつくる」、「在来種・郷土種の優先的利用」を掲げている。この視点に基づき、「既存の生物生息地の保全」として、樹林地や農地、草地や湿地、湧水の保全を記述しており、新たな生息環境の創出として、都市公園の整備、公共施設の緑化、民有地の緑化、屋上壁面緑化の推進を記述している。期待される効果としては、生き物にとってのすみかの確保や、生き物の移動を促すことによる地域生態系全体の強化が挙げられる。また、郷土種の優先的利用は地域本来の生態系を維持することになる記述をしている。
- ・ 6 ページの「まちの美観・郷土の風景を形成するみどり」の指針は、まちの美観や郷土の風景を形成するみどりを守り育てることを通じて、朝霞らしさを未来に継承していくことを目指すものである。特に、黒目川や朝霞の森周辺のみどりは本市を代表する景観資源であり、貴重な自然との触れ合いの場として保全と活用を図る。また、武蔵野の面影を残す斜面林や農地の景観は減少を食い止め保全を目指すとしている。取り組みとしては、「朝霞らしい景観の保全」「潤いのある景観の育成」「みどりの維持管理と活用を通じた景観の保全と育成」の項目を設けている。「朝霞らしい景観の保全」は、基地跡地のみどりの保全、斜面林の保全、大径木の保全、黒目川をはじめとする河川景観の保全、桜並木の保全、農地の保全を挙げている。

「潤いのある景観の育成」では、都市公園の整備、街路樹の整備など都市緑化の項目を挙げている。

「みどりの維持管理と活用を通じた景観の保全と育成」では、市民協働による管理の充実、みどりの専門家による支援、みどりの散策路の回遊性の向上、桜祭りやウォーキングイベントなどみどりを生かした地域イベントの開催を挙げている。期待される効果としては、朝霞らしさを象徴するみどりの継承、潤いのあるまちの景観の形成などを挙げている。

- ・ 7 ページの「暮らしに息づく農業活動の場となるみどり」の指針は、市民の暮らしを支え豊かにする身近な農業を守り育てることを目指すものである。農業担い手の育成など生産基盤の強化に努めながら、農業体験や地産地消の取り組み、農地が持つ多面的機能の理解促進を図り、身近な都市農業の育成を目指すとしている。取り組みとしては、「都市農業の生産基盤の充実」、「農業の大切さを学ぶ」、「農を楽しむ暮らしの実践」の3つの項目を設けている。期待される効果としては、農地の減少抑制、地産地消の促進のほか、農地が残されることによる都市型

水害の緩和や生物多様性保全などを記述している。

- ・ 8 ページの「健康づくりの場となるみどり」の指針は、みどり豊かな遊歩道などの「健康資源」の充実により、市民の身体活動を促し健康増進を図ることを目指すものである。取り組みとしては、「まちの中の「健康資産」の充実」として、歩道の連続化、人にやさしい機能の充実、健康遊具の配置、健康増進につながる公園緑地の充実を挙げている。健康増進につながる公園緑地の充実には、歩行機能を鍛える園路や園芸療法を取り入れた植栽地の設置など、多様なアプローチから健康増進につながる公園緑地の充実を目指すとしている。「健康増進プログラムの充実」としては、トレイルマップの充実と周知、健康増進イベントの促進を挙げている。期待される効果としては、みどり豊かな歩道や健康遊具等のまちの健康資産の充実によって、市民の身体活動が促され、健康増進が期待されると記述している。
- ・ 9 ページの「身近な遊び場となるみどり」の指針は、こどもたちが安全で魅力的な遊び場に等しくアクセスできるようにすることを目指すものである。本市ではこどもたちの遊び場の配置に偏りがあり、公園不足や遊具のない地域が存在している。一方で、黒目川・荒川河川敷、社寺境内、農地といったみどりの空間が潜在的な遊び場となり得る。これらの現況を踏まえ、こどもたちが安全で魅力的な遊び場に等しくアクセスできるよう多様な環境整備を目指すとしている。取り組みは、「身近な公園の充実」、「市民協働による遊び場の創造と管理」、「みどりのストックを活かした遊び場の創造」の3つを挙げている。「身近な公園の充実」は、公園が不足する地域の解消に向けた取り組みを位置づけている他、都市公園の再生・再編について取り上げている。「市民協働による遊び場の創造と管理」については、公園を柔軟に使いこなしていく時代において、維持管理とともに運営管理が重要になると考えられることから公園整備時の合意形成や公園サポーターやプレーパークの充実を挙げている。「みどりのストックを活かした遊び場の創出」は、身近な都市公園の不足解消のため、都市公園以外の子どもの遊び場としてポテンシャルがあると考えられる河川空間や樹林地等について、活用を検討する内容を記述している。期待される効果としては、みどりのストックを活用した身近な遊び場の確保により公園空白域の減少などを記述している。
- ・ 10 ページの「にぎわいや交流の場となるみどり」の指針は、市内の様々なみどりのストックを活かしたにぎわいや交流の場の創出を目指すものである。身近な場所で多様な活動を楽しみ、地域コミュニティが育まれるように、既存のみどりや公共空間を最大限に活用し、魅力的なにぎわいや交流の場の創出を目指すとしている。取り組みとしては、「にぎわいと交流の場となるみどりの充実」、「水辺空間の魅力向上と活用促進」、「コミュニティと連携したにぎわい創出」の3つを挙げている。「にぎわいと交流の場となるみどりの充実」では、現行のイベント実施空間の活性化のほか、里山や農地のイベント等利活用について記述している。「コミュニティと連携したにぎわい創出」では、大規模イベントだけでなく地域の小規模イベントの開催を促進する内容を記述している。期待される効果としては、地域コミュニティの活性化、潤いや学びの機会の提供、まちや地域への愛着の醸成、まちづくりに参加する意識の向上などを記述している。
- ・ 11 ページの「防災拠点となるみどり」の指針は、身近な公園の充実などの災害時の安全な防災拠点の確保により、災害に強いまちづくりの一助を目指すものである。取り組みとしては、「公園の防災機能の強化」、「公園不足域の解消」、「みどりのストックの活用」の3つを挙げている。期待される効果としては、避難体制の強化と一時避難場所や火災の延焼防止帯など災害時の大きな役割が期待されるなどを記述している。
- ・ 12 ページの「みどりを支える仕組みの指針」の指針は、朝霞市のみどりの財産を未来に育み、多様な人々が連携してその価値を最大限に生かすための考え方を示したものである。指針は図に示す通り、「参画の環を育む」「みどりを使いこな

す」「みどりの価値を学ぶ」「支援体制を充実する」の4つの柱で構成している。「参画の環を育む」では、「みどりの担い手の育成と裾野拡大」「担い手間のネットワーク構築と協働促進」を位置づけている。

「みどりを使いこなす」では「公園等の市民協働管理と魅力向上」「多様なニーズに対応するみどりの柔軟な活用」を挙げており、みどりの空間を単に保全する場所から市民が主体的に使いこなす場所への方針を謳っている。

「みどりの価値を学ぶ」では、「みどりの現状把握とモニタリング」、「みどりの多面的価値の評価と普及啓発」を挙げており、みどりが持つ価値を見える化し、普及啓発につなげていく内容を記述している。

「支援体制を充実する」では、「多様な財源の確保と運用の強化」、「みどり公園分野のDX推進」、「多様な主体の連携によるみどりづくり」を挙げており、市民や企業のみどり活動を安定して支えるための支援体制の充実を目指すとしている。

- ・13ページの「あさかのみどりの魅力を楽しむ指針」を説明する。本計画では、みどりを「ただ守るもの」としてだけでなく、市民一人ひとりが「楽しみ、参加し、そして一緒に新しいものを作り出す」ような暮らしや文化の中で育まれるものとして位置づけている。この指針は、「みどりの魅力の発見」、「みどりのある暮らしの実践」、「多様な担い手との共創」を通じて、みどりがもたらす多面的な恵みを分かち合い、次世代へと続く持続可能な暮らし方の実現に向けた提案を行っている。

「みどりの魅力を見つけよう」では、イベントや情報発信を通して、みどりへの興味を深め、日々の生活にみどりを取り入れるきっかけを提供する内容を記述している。

「みどりのある暮らしを取り入れよう」では、市民一人ひとりが、自らのライフスタイルに合わせて気軽に参加できる、多様なみどりの活動メニューの充実を図ることや、活動の輪を広げることで「みどりのある暮らし」を特別なものではなく、日常の風景として根付かせることを目指すことを記述している。

「みどりを育て未来につなげよう」では、行政、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、新たなみどりの価値を共に創造する「共創」のステージを目指すとしている。

- ・以上となるが、このみどりの指針は、朝霞市のみどりの課題の解決に向けた長期的な取り組みの方向性を示すものとして位置付けている。施策の実施においては、可能な範囲で目指し配慮するものとして検討している。この位置づけにおいて案を検討した。資料1の説明は以上である。

古賀会長

- ・資料1についてご意見、ご質問があれば挙手に手願います。資料2、資料3にも関係しているので、資料2や資料3の時でもご意見を伺う。

田島委員

- ・資料をいただいてから全て読んだが、「みどりってこんなに大切なんだ。」と再認識した。みどり、木陰になるから木はあった方がよいと漠然と緑は良いくらいにしか思っていなかった。これを読んで、みどりって本当にすごいと改めて思った。この資料は、とてもよくできている。小学生、中学生、高校生、大学生に見合った内容にして、教材として使えるのではないかな。この資料は素晴らしいと思う。まずは市民の皆様への啓発に使ってほしい。みどりの大切さがいっぱい書いてある。市民の皆様のみどりの大切さを知ってほしい。若い人を含んだ市民の皆さんに啓発する必要があると思った。自分自身、大変勉強になった。

鈴木委員

- ・わかりやすくまとめたいただいたと思っている。形も見えてきた。その中で確認したい点がある。
- ・P6 5) まちの美観・郷土の風景を形成するみどりの中で、取り組み「朝霞らしい景観の保全」の中の「河川環境の保全」について確認したい。「護岸の緑化」という言葉が記載されているが、河川管理局では「護岸の緑化」ということはしていない。隠し護岸というものは実施している。そのようなものを護岸の緑化と言っ

ていると思うが、「河川空間において自然環境や生物環境の創出をして、憩いの場として整える」というくらいの表現がよいのではないかな。

- その下の「桜並木の保全」のところに、「桜並木を、適切な手入れや計画的な植え替えによって健全に維持し、後世に継承します」とある、主体が県と市のどちらになるのか気になった。絵としては、黒目川のことかと思うが、その場合だと市としても良いのかと思ったが、確認したい。
- P12「みどりを支える指針」のところで、「参画の輪を育む」の取り組みで「担い手間のネットワーク構築と協働促進」の中に、「市民や団体とみどりの場所や企業などを結びつける」という記載があるが、財源ということで企業の方の参画を促していると思うが、もう一步踏み出して、ParkPFI という仕組みがあり、県外でも新しく整備する際に、民間が整備し、公が運営を行うという事例がある。朝霞市には、まだ公園が不足している地域もある。施策の方針の方になるが、絶対にやるということではなくても、そういった手法を記載しておく、実際に行う際に使えるのではないかなと思う。

事務局

- P6 の河川空間の方は修正する。桜並木のところについては、表現を修正する。

事務局

- 財源の確保のところは、調査して表現を検討したいと思う。多様なものを記載した方が良く考えている。

高橋委員

- P8 7)健康づくりの場となるみどりににおいて、「歩道の連続化」とあるが、実際に健康ブームで遊歩道や河川沿いを歩く人をよく見かける。黒目川は何か所かアンダーパスがある。新河岸川は、アンダーパスがまだないところがあり、新たに作ってもらえるように県に伝えていただきたい。まだ危険なところが多い。

事務局

- 朝霞県道事務所には、年1回様々な要望を伝えている。黒目川の遊歩道やアンダーパスについても伝えている。連続性のある遊歩道でウォーキング等ご利用していただいていると思うが、河川の都合上、アンダーパスを付けることができないこともあると聞いている。そのあたりについても引き続き朝霞県道事務所の方とお話し、検討を続けたいと思う。

青木様(本多委員代理)

- この案は素晴らしいと思う。商工会の立場からいうと、雨水枡の設置などの計画を実施する時に、施工や維持管理などを会社をお願いする必要があると思う。その際に、市内には建設事務所がたくさんあるので、市外ではなく、市内の会社の実施してもらいたい。朝霞市産業振興課には、リフォーム補助券というものがある。雨水の設置については市内の業者を使用すると補助金がもらえるという仕組み等があると良いと思う。指針としては素晴らしいと思う。

事務局

- 市内業者さんの活用については、担当課において方針を定めている。市内業者さんを活用するということは言っているが、このようなご意見があったことを改めて担当課へお伝えする。

堂本副会長

- 基地跡地について気になる。基地跡地も同列に書かれている。少なくともみどりの基本計画において、基地跡地を担保できるかどうかがとても大事だと思う。そのことを強調するような表現ができないか。国の土地なので、難しいとは思いますが、みどりの基本計画の重要な部分が抜けてしまうように感じるので、ぜひ検討してもらいたい。

事務局

- 今、指針の方で個別施策を行うにあたって、施策を行うことでどのような効果があるのか、例えば小学生が見て、勉強になるような指針である。この後説明する施策の方針の方で、基地跡地について記載している。

堂本副会長

- それも理解しているが、もう少し強調できないかなと思っている。

田島委員

- 黒目川と柳瀬川をよく比較するが、桜は柳瀬川の方が綺麗だと思う。柳瀬川は目線に桜が咲くが、黒目川は上の方に桜が咲く。黒目川の桜は年を取っている。柳瀬川の桜は若い。黒目川に新しい桜が必要と感じる。早く実施しないと大切な桜が枯れてしまうのではないかと懸念している。隙間も空いている。黒目川大好きなので、ぜひお願いしたい。

鈴木委員	・柳瀬川と黒目川の桜の話をいただいたので、発言したい。桜の並木の距離は、柳瀬川の方が長い。志木市の桜並木は、市が管理している。新座市と黒目川の桜は、剪定など特に管理していない。そのような差がある。しかし、黒目川の桜は、病気にはなっていない。しかし、P6 に記載されているように「後世に継承します」というと、枯れたら植えていかないといけない。今の間隔は蜜なので、本来は半分くらいでも良いかもしれない。間隔があいてしまうと捕食ということになってしまう。しかし、河川管理者として今後桜の木を積極的に植えるということとは行わない予定である。なぜかという河川として必要ではないものというものと、今の位置は堤防のすぐ近くなので、桜に影響があるかもしれないということである。市の協力、市が植えるという協力をしていただけないと、後世に伝えるということは難しい。市と協力しながら後世へ伝えるための検討をしていきたいと思う。
大貫委員	・桜の話がでたので、目黒区が目黒川は、民間資金、ビール会社の資金で桜の管理をしている。同じように、民間に声をかけていくチャレンジをしていくというお考えはないのか。
事務局	・例えば黒目川の桜並木に関しては、遊歩道を整備している課と一緒に打ち合わせをしている。素晴らしいアイデアなので、情報共有をして、検討していきたいと思う。
会長	・議題2に移る。議題2 施策の方針（案）について説明をお願いします。
事務局	・議題2 施策の方針（案）について説明する。 ・こちらが、現在の施策の体系図になる。前回の緑化推進会議では、各個別施策を所管する部署と調整する前のものを示していた。その後庁内関係部課からご意見を伺い、その内容を反映させると共に、改めて内容の精査、修正を行った結果、このようになっている。内容に大きな変更はなく、左から基本方針、施策の柱、基本施策、個別施策を示している。基本方針1で掲げているものが、ハードに関わる施策、基本方針2と3に掲げている施策がソフトに関わる施策となっている。前回からの主な修正点としては、基本方針1の施策の柱を6項目から5項目に集約した点である。施策の柱1-1 樹林地と農地の保全が、元々別立てしていた樹林地の保全と農地の保全を集約したためである。ソフト施策に農地についての施策を多く記載していた。農地の施策を他の施策に集約したところ、農地の保全の施策が1つだけとなってしまったため、1-1 樹林地と農地の保全に集約することになった。基本施策については、施策の柱1-2 水辺の保全の基本施策を3項目から2項目に集約した。元々基本施策として湿地の保全を別立てしていたが、個別施策が一つしかなかったため、河川の保全に集約した。また、施策の柱2-2 みどりをしなやかに使う仕組みづくりを3項目から2項目に集約した。元々みどりのストックの柔軟な活用を別立てしていたが、多様なニーズに対応するみどりの確保に集約したためである。 ・その他個別施策については、内容が重複しているものに関して、集約や文言の修正を行っている。 ・2ページ目以降は、施策の方針として、各個別施策について表にまとめたものである。右上が実施状況である。継続か新規取り組み検討に分けて、既に取り組んでいるものは継続、今後新たに検討するものかわかるようにしている。二つ目が方向性である。文字通り、施策の方向性を説明している。3つ目が内容である。こちらも文字通り、個別施策の内容や現状、大まかな目標等を幅広く記載している。4つ目は実績である。右上の実施状況が継続の場合は、実績を記載している。次が対応指針である。どの指針に対応しているか記載している。6つ目が関係者である。各個別施策を推進する際の関係者を記載している。行政や市民が多く記載されているが、施策の内容によっては、企業や農業従事者なども記載している場合もある。7つ目が担当課である。各個別施策を担当する課が記載されている。こちらについては、前回会議で施策体系について各委員からいただいたご意見を

反映させると共に、各個別施策を所管する課により精査された内容となっている。これから細かい文言など、改めて修正する必要もあると考えている。最終的には、施策体系が決定したのち、個別施策の中から重点施策をいくつか並べて、進捗確認を行う予定である。

- | | |
|-------|---|
| 会長 | ・資料2について事務局から説明があった。対応指針についてもみどりの指針にかかわってくるので、資料1についてのご意見も合わせて受け付ける。 |
| 柴野委員 | ・資料中の関係者の欄について、行政や地権者などと記載されているが、新たな条例や規則に伴うものがある場合、議会ということも入ってくるのか。議会を伴うような施策があるのかどうか。 |
| 事務局 | ・4頁の⑥市民緑地制度の活用、これから新しい制度を活用しようという場合、条例を定める場合は議会も関係してくるのではないかと、ということで記載した方がよいのでは、というお話だったと思うので、内部で検討したいと思う。 |
| 大橋委員 | ・1頁目の施策の方針（案）だが、これは一般市民の方が最終的にこの文章を見るようになるのか。そうであれば、カタカナ用語が難しいのではないかと思った。ウォークアブルな空間やインクルーシブやシティプロモーション、グリーンインフラ等、注釈があった方がよいのではないかと。 |
| 事務局 | ・これまでのご意見を受けて、なるべくカタカナは使わないように資料の作成を進めている。しかし、それでもまだいくつか使用しているので、注釈を入れたり、用語集を作成し、そこで説明することを検討している。 |
| 田島委員 | ・2頁目の②保護地区・保護樹木制度の運用の内容の3つ目、「かけがえのない緑を将来に残すため保護地区・保護樹木に指定していただける方を募集している」というのは人を募集しているのか、地区や樹木を募集しているのか。どちらかわからなかった。
・同じく2頁目の①特別緑地保全地区の指定の内容の2つ目「樹林地などの緑地を担保する規制力が強い手法で、現状凍結的に保全する制度です」とあるが、参考資料1の「令和7年度第1回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針」の9頁に、事務局の方から特別緑地保全地区の指定に関する発言があり、それに対し、高堀委員から市として、そのようなことを発信しても良いのか。所有者が売却を滞るような状況を生んでしまうことを市はできるのか。というお話があった。これは同じ内容なのか。 |
| 事務局 | ・1点目については、保護地区、保護樹木と指定できる緑地や樹木を持っている人を募集しているという内容となる。表現について検討する。
・特別緑地保全地区については、緑地を都市計画法の網をかけて、未来永劫緑地として保全していくというものである。勝手にできるものではなく、所有者の要望を受けて対応していくものである。 |
| 田島委員 | ・所有者の権利ということで高堀委員がおっしゃっていたと思うので、確認したいと思い、発言した。 |
| 鈴木委員 | ・P12 ②黒目川・新河岸川・越戸川の環境保全の実績の一番下に、「河川管理者である県に対し河川の適正な維持管理等に関する要望書を毎年提出」とあり、調べてみたが、毎年要望として頂いているのは、きれいなまちづくり運動の前に、草刈りを実施して欲しいという書面をもらっている。そのことなのか、河川に限らず、全体の要望をいただいているので、そのことなのか。要望書は、何を指しているのか知りたい。 |
| 村沢審議官 | ・毎年、埼玉県県の県土整備事務所へ翌年度の予算を取る前に、市として、国道や県道、河川について、PTAや交通安全対策などの要望書を提出している。その中に河川の浚渫等が含まれていた。遊歩道の草刈りも入っていたと記憶している。今回の要望書というのは、そのことだと思う。 |
| 堂本副会長 | ・1頁目の施策の柱についてであるが、1-1 樹林地と農地の保全とあるが、保全できずにやむを得ずなくなるものがある。一方で、場所によっては再生できる場所 |

もあるかもしれない。その意味で、保全と再生という言葉にした方が良いのではないか。今後幅広に考えて行くのであれば、みどりを維持するだけではなく、再生という言葉を入れた方が良いのではないか。

事務局
大貫委員

- ・再生という文言を入れた方が良いのではということで、検討させていただく。
- ・11 頁の②雨水浸透貯留の推進について、昨年 12 月、朝霞市の下水道事業経営戦略という会議があり、市民コメントがあった。残念ながら、下水道事業としては、雨水浸透について触れるところがなかったので、コメントは書かせていただいた。とても大事なことだと思う。この施策では大規模開発について記載していると思うが、個々の家でも雨水樹を設置すると影響が大きいのではないかと思う。個々の家に対しては、補助金を付けるなどを行うのはどうか。
- ・実施状況で継続と新規とあるが、継続というのは、今やっているそのままというように感じるので、継続、増強、新規とプライオリティを付けた方がよいのではないか。

事務局

- ・説明の最後にあったが、この個別施策の中から、いくつか重点施策を定めて、計画の進捗を管理する予定である。その中で、雨水浸透貯留の推進を重点施策として前向きに検討したいと考えている。

大貫委員

- ・7 頁 ④みどりのリサイクルの推進とあるが、剪定したものをリサイクルすることだと思うが、この対象は、公に設置した緑地帯だけであるか。一般の民地にある緑地についても対象となるか。

事務局

- ・もちろん対象になると考えている。しかし、実施状況にも記載しているが、実績はなく、これから推進する施策となるので、まずは公共施設から発生したものから始めたいと考えている。その後、民有地についても実施を検討していくことを考えている。

大貫委員

- ・ぜひ、民有地のものも活用していただきたいと思う。2 頁目にも記載された②保護地区と保護樹木制度の運用についてだが、これは指定された場合の話である。特に内間木地区は、内間木公園は別として、新たな公園を設置しましょう、というよりは、今あるものをどう減らさないで活用していくのか、ということが大事だと思う。固定資産税が 30%、40%、50%などあるが、例えば 300 坪の山林名義の土地がある。固定資産税、年間 1000 円である。500 円をもらっても何の足しにもならない。実状にあった形で実施しないといけない。神社などでは良いと思うが、民間の雑木林や竹林は、何も手を入れないということではできない。剪定などの手入れが必要となる。剪定されたものは、トラックで運ぶ分量になると、産業廃棄物になってしまう。その金額が大きい。そうすると樹林地を更地にして、他の用途に使うという人が増えている。補助の仕方を見直した方が良と感じる。みどりのリサイクルも保護地区という形で指定するのか、別のリサイクルの指定地区として指定するのかかわからないが、その保護区の伐採した樹木は、市が無料で回収する等の案があると良いと考える。

事務局

- ・補助制度の内容の強化という話であったと思うので、検討させていただく。

大貫委員

- ・例えば、公園の樹木の管理についても、市が行うより民間が実施した方が安いと思うので検討をお願いしたい。

会長

(3) 地域別カルテと地域別計画における方向性(案)について説明をお願いします。

事務局

- ・資料 3 地域別カルテと地域別計画における方向性について(案)説明する。グリーンインフラ地域別カルテは、グリーンインフラの機能別評価や市民アンケート調査の結果を踏まえ地域ごとのみどりの課題を整理し、各地域において重点的に取り組む内容を検討するものである。本資料では、各地域の主要課題を整理し、地域別計画における各地域の取り組みの方向性を検討している。左側の図は、地域別計画の地域割りを示したものである。
- ・表 1 はカルテの構成となっている。1 行目の緑地率については本資料では未記入となっている。表 2 は、グリーンインフラの分析指標の構成を説明したものとな

る。

- ・ 2 ページの内間木地域のカルテを説明する。

カルテに示すとおり、上段に市民アンケート調査の主な内容、下段にグリーンインフラの効用別分析の結果要点をまとめている。また右下に主要課題をまとめている。

内間木地域の主な課題点としては、

- ① 本地域は公園が少なく、市民アンケートでも身近な憩いの場を求める声が最も多く挙がっている。
- ② 荒川河川敷や新河岸川、朝霞調整池などの豊かな自然環境が分布していることから、これらの自然環境の保全を図りながら、遊び場や自然との触れ合いの場、体力増進の場として、柔軟に生かす方を検討する必要がある。
- ③ 使われていない農地（休耕地）が比較的多く、この地域ならではの田園風景や、そこに息づく生態系をどう守り、活用していくかが問われている。
- ④ 川に近く土地が低いため、大雨による浸水のリスクが高い一方、災害時に安全を確保できる場所が不足している。
- ⑤ 近年、工場などが増え、アスファルトで覆われた地面が多くなったため、夏の地表面温度の上昇や降雨時の表面排水の増加が課題である。

以上のように記述した。

- ・ 3 ページの北部地域を説明する。

北部地域の主要課題としては、

- ① 人口の増加に公園の整備が追いついておらず、特に朝志ヶ丘や宮戸エリアで公園が不足している。市民の公園に対する満足度も低い状況である。
- ② 市民からは「みどり豊かで安全な歩道」を望む声が多く、駅から離れた地域などで、誰もが安心して歩ける道の整備が課題である。
- ③ 朝霞のみどりを象徴する黒目川は、その優れた自然環境を保全しながら、魅力を高めて次世代に継承していくことが求められている。
- ④ 住宅が密集しているため、ヒートアイランド現象を緩和するための緑化が重要になっている。
- ⑤ 身近な防災拠点となる公園について、朝志ヶ丘や宮戸において不足している。
- ⑥ 樹林地は貴重な自然環境となっているが、樹木の老齢化が進み「ナラ枯れ」被害が拡大した。地区に残る樹林地を残すことに加え、持続性のある樹林地管理が求められる。
- ⑦ 黒目川沿い、新河岸川沿いには良好な農業景観が広がっている。市民の暮らしを支える様々な役割を踏まえ保全が望まれる。また、宮戸緑地周辺には、斜面林と水田、河川からなる良好な農業景観が残されている。伝統的な農業景観の名残として貴重な空間であり保全が求められる。

以上のように記述した。

- ・ 4 ページの東部地域を説明する。

東部地域の主要課題としては、

- ① 宅地化が進む中で、崖線（がいせん）のみどりや田園風景といった、この地域ならではの景観をいかにして守り、まちづくりと両立させるかが大きな課題である。
- ② 宅地化が進む中で、みどりが持つ環境調整機能（地下水涵養や水害抑制、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など）を維持していく必要がある。

- ③ 点在する公園や緑地を、快適な遊歩道でつなぎ、まち歩きを楽しめるような「みどりのネットワーク」を作ることが求められている。
 - ④ 人口が集中する朝霞駅周辺は、公園が不足しており、こどもたちの遊び場や多世代が交流できるオープンスペースの確保が求められる。一方で身近な公園整備が進められており、公園を核としたコミュニティ活動の促進も求められる。
 - ⑤ 身近な防災拠点となる公園について仲町から根岸台1丁目・5丁目・6丁目付近において不足している。
- 以上のように記述した。

・ 5 ページの西部地域を説明する。

西部地域の主要課題としては、

- ① 建物や道路など、水が浸透しにくい地面が多いため、大雨の際に雨水が一気に流れ出すリスクがあるほか、ヒートアイランド現象が顕著である。みどりを増やし、都市の基盤（インフラ）として機能させる「グリーンインフラ」の考え方が特に重要になる。
 - ② 住民のみどりや公園に対する満足度が低く、公園の数と質の両面からの改善が求められている。特に三原や東弁財エリアでは公園が不足しており、身近な公園の設置を望む声が多い結果となっている。
 - ③ 駅から離れた地域では歩道が十分に整備されておらず、安全な歩行空間の確保が課題である。
 - ④ 朝霞のみどりを象徴する黒目川は、その優れた自然環境を保全しながら、魅力を高め次世代に継承していくことが求められる。
 - ⑤ 身近な防災拠点となる公園が不足しており、特に三原などで顕著である。
 - ⑥ 清掃活動などの緑化活動への参加経験がある住民が少ない傾向がある。みどりへの愛着を育み、市民が主体となったまちづくりを進めるためのきっかけ作りが必要である。
- 以上のように記述した。

・ 6 ページの南部地域を説明する。

南部地域の主要課題としては、

- ① 基地跡地などの大規模な緑地は、都市の気温上昇を抑え、二酸化炭素（CO₂）の吸収源となる、まさに「都市の肺」のような存在である。この貴重な環境を適切に管理し、その機能を維持していくことが不可欠である。
 - ② 基地跡地などに大規模な公園が集中している一方で、その他の住宅地では身近な公園が不足しており、みどりの配置に偏りが見られる。
 - ③ 市民からは「みどり豊かで安全な歩道」を望む声が多くなっている。本町や溝沼エリアでは誰もが安心して歩ける道の整備が求められている。
 - ④ 基地跡地などまとまった緑地以外は建物や道路など、水が浸透しにくい地面が多いため、それらの地域では大雨の際に雨水が一気に流れ出すリスクや、ヒートアイランド現象が顕著である。みどりを増やし、都市の基盤（インフラ）として機能させる「グリーンインフラ」の考え方が特に重要になる。
 - ⑤ 大規模な公園以外に、地域住民が気軽に集えるようなオープンスペースが少なく、コミュニティ活性化の観点からも課題となっている。
 - ⑥ 樹林地は貴重な自然環境であることから、樹林地を残すとともに、持続性のある樹林地管理が求められる。
- 以上のように記述した。

・ 7 ページ 9 ページでは、地域別計画の方向性を示す主要な取り組みを案として示

している。丸数字で大きな取り組みの項目を示し、アルファベットで示す項目に、各地域の課題に対応する内容を記述している。ここでは丸数字の部分を読み上げる。

- ・内間木地域では、
 - ①暮らしを支えるみどりの拠点とネットワークを創出する
 - ②田園と水辺の景観を保全・活用する
 - ③災害に強く、環境にやさしい地域を築く
 - ・北部地域では、
 - ①暮らしの質を高める身近なみどりを充実させる
 - ②黒目川・新河岸川を中心とした自然環境を保全・活用する
 - ③持続可能な都市環境を築く
 - ・東部地域では、
 - ①景観資産を保全し、まちの安全性と魅力を高める
 - ②暮らしを支える身近なみどりを創出する
 - ③みどりのある暮らしの実践
 - ・西部地域では、
 - ①グリーンインフラで都市の環境機能を向上させる
 - ②暮らしを支える身近なみどりを創出する・育てる
 - ③市民協働でみどりを育む文化を醸成する
 - ・南部地域では、
 - ①大規模緑地を保全し、その価値を高める
 - ②みどりの恵みを地域全体に行き渡らせる
 - ③グリーンインフラにより暮らしの安全と快適性を向上させる
- 以上となる。

- ・地域ごと課題の特色に対して、主要な取り組みを検討した。お気づきの点についてご意見いただきたい。説明は以上となる。

古賀会長

- (3) 地域カルテと地域別計画における方向性(案)についてご質問、ご意見あれば願います。

大貫委員

- ・2頁の内間木地域の「健康づくりの場となるみどり」に、「域内の幹線道路には歩道が整備されており」と記載されているが、この幹線道路は何を指しているのか。都市計画サロンでは、内間木地区において、域内の道路には歩道がなく、トラックの往来が多く困っているという話があったので、この記載と乖離があると感じた。

事務局

- ・域内の幹線道路というのは、県道のことである。

大貫委員

- ・歩道という歩道はないと認識している。人が一人通れるくらいの歩道である。新たな道路には歩道が設置されているとは思いますが、地域の方からすると、疑問を感じると思う。

松下課長

- ・表現の仕方について検討する。

田島委員

- ・みどりの指針について、施策の方針について、地域別カルテと地域別計画における方向性と3つあるが、体系的にどういう関係なのか教えてほしい。

事務局

- ・本日の資料では、この3つの資料の関係性を示す資料が欠けていた。次回、全体を示したものを提示したい。指針は、長期の視点に立ち、目指すべき方向性である。施策は実施を考え、現実的なものとなっている。現実的なものだけを記載すると、朝霞市が未来に向けて取り組むべきものを記載できなくなってしまうので、今回は指針として記載している。地域別の資料については、地域ごとに課題が異なるので、今後地域別計画というものを作成することになっている。皆様か

- らご意見をいただき、それを元に、次回までに地域別計画を作成したいと考えている。
- 田島委員
- ・資料2 施策の方針(案)に地権者が関わるものが、13 個あった。地権者へのヒアリングは実施して作成しているのか。
- 事務局
- ・施策の方針の資料の各施策の関係者のところに、地権者と書いてあるが、今後実施する時には地権者の方と調整をしたり、関係するであろうということで記載している。制度自体が地権者を巻き込んでいくものと考えている。実現していく中で、地権者と調整や合意をとっていくということで記載している。
- 田島委員
- ・今後はそういうことと理解した。これまでは、市として、地権者へはヒアリングはしてきたか。補助金などの検討を行う際、市として考えたことなのか、地権者の方にヒアリングした結果を反映させて考えてきたのか。参考まで教えていただきたい。
- 事務局
- ・関係者に地権者を記載している施策に関して、ヒアリングを実施したという質問か。
- 田島委員
- ・それについては先ほどご説明いただいた。現在、色々な補助金などを出していると思うが、これまで地権者の方のご意見を聞いてから対策や制度を考えてきたのか。
- 事務局
- ・制度発足時のヒアリングについては見た記憶はないが、数年前に生産緑地の指定の拡大については、地権者さんのご意見をいただいて、追加指定の緩和を行った、制度を見直したということはあった。
- 田島委員
- ・当事者のご意見を伺わないと的外れになるのではないかと、思った。
- 鈴木委員
- ・7 頁の内間木地区の主要な取り組みのところで、①b には、バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、内間木公園などの地域の拠点的なみどりとのネットワークの形成を踏まえ、植樹帯や公園等のみどりの空間の充実を促進します、とあり、③b. には、バイパス等の整備に伴う周辺地域の開発においては、グリーンインフラを踏まえた環境や景観に配慮した取り組みの促進を検討しますと記載されている。プラス要素で、条例の改正なのか、景観条例や開発制度なのか。何らかの見直しを想定されているのか。①b の記載との齟齬がないと良いと思った。
- 事務局
- ・①b の方は 道路ネットワークで整備される歩道のネットワークの充実で、③はどちらかというとな面的なものである。舗装面ができた時には、雨水貯留性のあるものを採用する等、面的な確保をしてグリーンインフラの機能を維持する、ということに記載している。まだわかりにくい表現となっているので、地域別計画を書く際には、気を付けたいと思う。
- 大貫委員
- ・内間木地区の話になるが、7 頁の表現で、主要な取り組み③a のところで、「水田や畑地が持つ、雨水を一時的に貯める機能に着目し」と記載してされている。昔は、道路より地盤が低い状況であったが、内間木地区の現状としては、水の氾濫が度々発生したことにより、皆さん畑地の地盤を上げてしまっている。道路より高くなっている。昔は、農作物がだめになっても、ある程度畑に雨水を溜め込んでいたが、今はそのことを推進していくということは難しいと思う。
 - ・全体的な話になるが、都市計画審議会の地域サロンの中で、内間木地区のみどりや地域のシンボルはないかという話になった。内間木公園や荒川が意見として出たが、もう一つ朝霞水門があると思う。構造物としてあるだけでなく、ロードバイクに乗って、堤防の上を走る方が多く、水門の上の眺めが良いのか、休んでいる人も多い。主要な取り組みの②b に「荒川や新河岸川、朝霞調整池の豊かな自然を守りながらいかし地域内外の人が楽しめる魅力的な水辺空間づくりを検討します。」と記載されている。朝霞水門という言葉を出すのかは別として、内間木公園だけでなく、今は朝霞調整池となっているが、昔は一級河川の周辺に水辺や雑木林があり、カブトムシもたくさんいた。内水氾濫等を考え、国交省の遊休地

を水を溜めるところにして欲しいという意見もあるが、緑地や水と触れ合う場として、朝霞水門をシンボルとして進めていくことを検討していただけると良いと思う。

- 事務局
- ・地域別計画の方向性で記述した内容、その地域の本質や課題の本質は何であるのかということ、皆さんの考えと一致しているのかを本日確認したいと考えている。内間木地区は荒川の氾濫源である。広域的な計画では、遊水機能を期待する。現実的には、農地がかさ上げされているということは重要であり、反映させていただく。朝霞調整池、それに連なる朝霞水門の水辺の景観、一体感はとても重要であり資産だと思うので、検討したいと思う。
- 古賀会長
- ・他にご意見はあるか。質疑がないようなので、議題 1 から 3 について、本会議の議論を踏まえ、資料の修正は事務局にお願いしたい。会議終了後、何かお気付きの点、ご意見がある場合は、事務局にご連絡いただきたい。
- 古賀会長
事務局
- ・参考資料の説明をお願いします。
 - ・参考資料について説明する。
 - ・参考資料の 1 については、令和 7 年度第 1 回朝霞市緑化推進会議の主な意見と対応方針をまとめたものである。
 - ・参考資料 2 は、7 月 11 日に実施した基地跡地見学会のアンケートでいただいた意見をまとめたものである。市内の貴重なみどりであることを再認識できた等活用に向けた期待の声が多くみられた。
 - ・参考資料 3 は工程表である。大きな変更点は、一番下の緑化推進会議の回数である。年 4 回を想定していたが、再検討した結果、本年度は計 5 回としたいと思う。より良い計画を策定するため、ご協力をお願いします。次回の会議は 11 月上旬を予定している。
- 事務局
- ・本日質問表の用意がないので、もしご意見があれば、メールやファックス、電話など、問わないので、1 週間程度でご意見いただければと思う。
- 会長
大貫委員
- ・言い残したことなどあれば、お願いします。
 - ・本日産業振興課の方が来られているとのことなのでご意見をいただきたい。前回、内間木地区では、農業の継続が難しいので農業が続けられるような施策や、農地が使われない農地を農地バンクとしてご紹介して取り組むなどはどうか、というご意見があったが、それについて、何かあればお願いしたい。
- 大滝課長（産業振興課）
- ・担い手は、補助事業をいくつか実施しているので継続して実施していきたい。これから補助を新たに実施するのは難しいが、先ほどのご意見もあったので、当事者の意見も確認し、今後検討していきたい。農地バンクは、ほとんど進んでいない状況である。農地パトロールは実施している。そういう土地がみつければ考えていきたいと思う。
- 大貫委員
田島委員
事務局
- ・JA さんとも連携して実施してもらえたらと思う。
 - ・基地跡地の見学の後、進展が何かあれば教えていただきたい。
 - ・現在、大きな進展はない状況である。
- 堂本副会長
- ・市としては、毎年「基地跡地を下さい」と言い続けていないのか。少なくとも要望として毎年だしていかないと思いが伝わらないと思う。
- 村沢審議官
- ・基地跡地については、土地利用計画を政策で作成している。基地跡地全体については、毎年国の財務省の方が人事異動で変わる時期に、政策の方で訪問はしていると聞いている。国の方は、買ってくれと言い続けており、市としては、基地跡地の基金もそれほどない。お金があれば、市や市民のために市の方で欲しいものではあるが、財政的にも難しい状況である。「ただで下さい。」と言いたいが、「買ってください」と言われてしまう、という堂々巡りである。このみどりの基本計画に基地跡地のことをどう記載していくのか、本当に大事なことだと思う。指針の方でも基地跡地のことはどのページにも記載しているくらい重要と考えてい

る。言葉としてどう表現するか検討したい。基地跡地シンボルロード整備計画が残っているので、それをどのように進めていけるか、みどりの基本計画と合わせて検討していきたいと思う。

大貫委員

- ・このような計画について市役所の中で検討していただくことは大事だと思うが、市民の熱量を伝えていかないと、国も動いてくれないと思うので、広報紙に毎年何度も載せたらよいのではないか。市ではなく、市民が欲しいと言っているということをアピールしていただきたい。

村沢審議官

まずは、本日のご意見を持ち帰り、政策の方と検討したいと思う。

その他 連絡事項について

古賀委員長

- ・今回、先ほど説明があったように、会議が一回増えたのは、内容が濃いということと、もう一度基地跡地を含めて、朝霞のみどりについてどのようにするのか、みどりの方面から発信していくことも大事だと思う。次回、さらにブラッシュアップされたものが出てくるので、次回もよろしく願いたい。

5 閉 会

事務局

- ・以上を持って、令和 7 年度第 2 回朝霞市緑化推進会議を閉会する。
(閉会)